

平成 22 年 6 月

構造計算適合性判定 依頼者様へ

(財)日本建築センター
構造判定部・大阪事務所

構造計算適合性判定における「設計図書の構成等」について

構造計算適合性判定業務の効率化にあたり、設計図書の構成等について、以下にご留意いただけますよう、よろしくお願い致します。

設計図書の構成について

- 1) 複数棟の場合（一建築物において構造計算書が複数棟となる場合）、構造図は原本 1 部の他に、コピーを 1 部ご提出下さい（複数棟同時に判定を行う目的ですので、内容が確認できれば A3 版で結構です）。

構造計算書の構成等について

- 1) A4 版として下さい（チューブファイル、紐綴じ等）。
- 2) 複数棟の場合、構造計算書は、棟毎に作成して下さい。
ただし、複数棟の共通資料（大臣認定書の写し等）については、別ファイル 1 部にまとめていただくか、代表的な棟の構造計算書に添付することで結構です。
- 3) 構造計算書の表紙及び背表紙には、「件名・棟名（複数棟の場合）・構造計算書の種類・冊数（複数冊となる場合は、各冊に「該当冊数 / 総冊数」を記載）・申請者・設計者」を記載して下さい。

構造計算書の記載方法等について

- 1) 構造計算書には、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」を記載して下さい。
「構造上の特徴」及び「構造計算方針」の記載内容は、『建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」 / (社)新・建築士制度普及協会 / 平成 22 年 3 月』の記載事例（P37～P43）をご参照下さい。
- 2) 構造計算書は、目次を作成し、全ての頁に、目次に対応した「頁番号」を付番して下さい。
- 3) 一貫構造計算プログラムの出力について、以下の点にご留意下さい。
 - ・出力は、文字及び数字が読み取れる出力として下さい。
 - ・エラーメッセージ、ワーニングメッセージがある場合、メッセージに対する処置を必ず記載して下さい。

- ・一貫構造計算プログラムの出力が複数ある場合（設計条件を変えた場合等）、それぞれの目的を明記して下さい。

構造計算適合性判定への留意事項表（建築主事等 構造計算適合性判定機関）について

- 1) 複数棟の場合、構造計算適合性判定への留意事項表は、棟毎に作成をお願いします。
- 2) 構造図、構造計算書が補正されている場合、又は、追加説明書が添付されている場合は、それらの図書の取り扱いについて記載して下さい。また、「審査における建築主事等からの指摘事項一覧表」があれば、添付をお願いします。